新潟県報道資料



平成26年5月30日 農林水産部食品·流通課

津南町産のこしあぶらから基準を超える放射性セシウムが検出 されましたので、出荷及び食用の自粛を要請しました。

津南町で採取されたこしあぶら1点から、食品衛生法の規格基準を超える放射性セシウムが検出されました。(5月30日検査分)

なお、当該こしあぶらは、津南町の直売所で販売されていたものであったことから、 念のため、当分の間、津南町産こしあぶらの出荷及び食用の自粛を要請しました。

これまで、津南町産の他の山菜からは、基準値を超えたものはありません。

津南町産の山菜については、引き続き調査を実施し、その結果を公表してまいります。

(検査機関:(一財)上越環境科学センター)

(単位:ベクレル/kg)

	品目	産地	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	こしあぶら	津南町	3 7	134	171	検出されず (4.8未満)

食品衛生法の規格基準(一般食品)	100	基準なし
------------------	-----	------

注1 カッコ内の数値(「○未満」の○)は、検出限界値*です。 表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が○ベクレル/kgの測定で、放射性セシウムが検出されなかったことを意味します。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射能の測定では、同 じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

> <山菜の生態等に関する問い合せ先> 農林水産部林政課

電話 025-280-5326 内線 3028

<この記載事項に関する問い合せ先> 農林水産部食品・流通課

電話 025-280-5303

内線 2940